

◎独立行政法人日本医療研究開発機構

法

(平成二六年五月三〇日法律第四九号)

一、提案理由(平成二六年三月二八日・衆議院内閣委員会)

○菅国務大臣

.....(略).....

また、ただいま議題となりました独立行政法人日本医療研究開発機構法案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進するため、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行う独立行政法人日本医療研究開発機構を新たに設立するためのものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、本独立行政法人の役員として、理事長、理事及び監事を置くこととしております。

第三に、本独立行政法人の主務大臣等について定めるほか、理事長及び監事の任命、中期目標の策定等に当たって、健康・医療戦略推進本部の意見を聞くこととしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の趣旨でございます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年四月一〇日)

○柴山昌彦君　ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、独立行政法人日本医療研究開発機構法案の概要について申し上げます。

本案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。

両案は、去る三月二十五日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、直ちに本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月二十八日菅内閣官房長官から両案の提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、四月二日に質疑に入り、翌三日厚生労働委員会との連合審査会を行い、四日参考人から意見を聴取しました。

昨九日、質疑を行い、質疑終了後、健康・医療戦略推進法案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により、この法律の施行後三年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする内容を修正案が提出されました。また、みんなの党から、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立しないこととするに伴い、独立行政法人日本医療研究開発機構に関する規定を削除することを内容とする修正案が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取しました。

次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、健康・医療戦略推進法案につきましては、みんなの党提出に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。次に、独立行政法人日本医療研究開発機構法案につきましては、賛成多数をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二六年四月九日）

（健康・医療戦略推進法（平二六法四八）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（平成二六年五月三日）

○水岡俊一君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、独立行政法人日本医療研究開発機構法案は、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、健康・医療戦略の推進体制及び予算編成の在り方、健康・医療戦略推進本部の総合調整の在り方、研究不正への対処方策、基礎研究の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いま

す。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、みんなの党の薬師寺委員より両法律案に反対、日本共産党の田村理事より両法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決を行った結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

.....(略).....

以上、報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年五月二〇日)

(健康・医療戦略推進法(平二六法四八)の附帯決議と一括して掲載)